

安全の手引き

「海外で安全に暮らすために」

在ナッシュビル日本国総領事館
Consulate-General of Japan in Nashville

1801 West End Avenue, Suite900
Nashville TN, 37203
Tel 615-340-4300

【2018年3月改訂】

目次

はじめに	P. 1
参考「在留届についてのお願い」		
I. 最近の治安情勢	P. 2
1. 治安概況		
2. 州別治安情勢		
3. 主要都市犯罪情勢		
II. 事件・事故に遭遇したら	P. 4
「困ったら、在ナッシュビル総領事館。 615-340-4300」		
III. 安全対策について	P. 5
1. 安全に関する基本的な心構え		
2. 住居の安全対策		
3. 屋外(街頭)での安全対策		
4. 自動車に関する安全対策		
5. 交通事故の防止		
6. 交通事故に遭ってしまったとき		
7. 冬季の運転		
8. 最近増えている犯罪への対応		
9. 略取誘拐対策		
10. 法規・生活習慣の違いによるトラブル等		
(1) 飲酒・喫煙		
(2) 家庭内暴力		
(3) 親と子の関係		
IV. 緊急事態に備えて	P. 11
1. 在留届の提出		
2. 緊急事態に備えた平素の準備		
3. 緊急事態発生時の措置		
4. テロ対策		
参考「不審な小包・手紙の特徴点」		
5. オンライン安否照会システム		
6. たびレジ		
7. 緊急連絡先		
8. その他参考		
参考「チェックリスト(緊急事態に備えて)」		

はじめに

海外旅行や外国でのビジネスの機会が増え、海外で生活する日本人は年々増加しています。これに伴い、世界各地で日本人が、事件や事故、自然災害に巻き込まれるケースが増えています。

米国社会では、銃器の所持が認められているため、思わぬ場面で銃撃に遭遇する可能性があります。

また、当地では、日々発生している殺人や強盗事件などの凶悪犯罪に加え、発生が懸念されるテロ事件に巻き込まれないようにするための、知識と行動が必要となります。

さらに、米国南東部では、トルネードやハリケーンにより、毎年多数の死傷者が出ていますので、自然災害に備えておくことも大切です。

この「安全の手引き」は、日本人のみなさんが、当館管轄地域で安全に生活・滞在するための基礎的な情報を取りまとめたものですので、ぜひご活用下さい。

なお、当館管轄地域は以下の5州です。

- アーカンソー州
- ケンタッキー州
- ルイジアナ州
- ミシシッピ州
- テネシー州

在留届についてのお願い（11ページに詳述）

「在留届」は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけでなく、総領事館からの緊急連絡、安否確認、救援活動など、緊急時の連絡を迅速に行うための貴重なデータでもあります。

また「旅券法」で、海外に3ヶ月以上滞在する場合は、大使館・総領事館へ「在外届」を提出することが義務づけられていますので、必ず届け出いただくようお願いします。

帰国、転居、家族構成の変更などの場合は、「帰国・変更届」の提出を忘れないでください。

「在留届」はインターネットでも簡単に提出できます(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)。詳しくは、当館ホームページをご確認いただくか、当館領事班にお問い合わせください(代表:615-340-4300)。

I. 最近の治安情勢

1. 治安概況

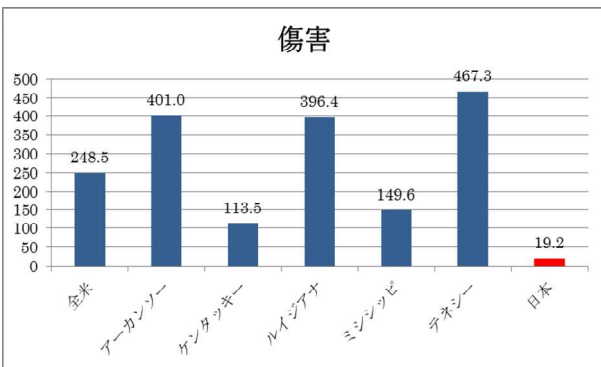
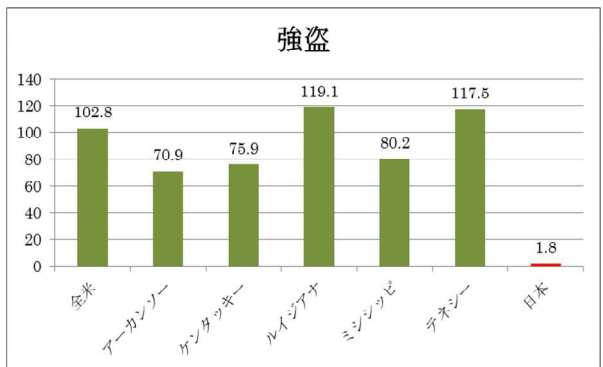
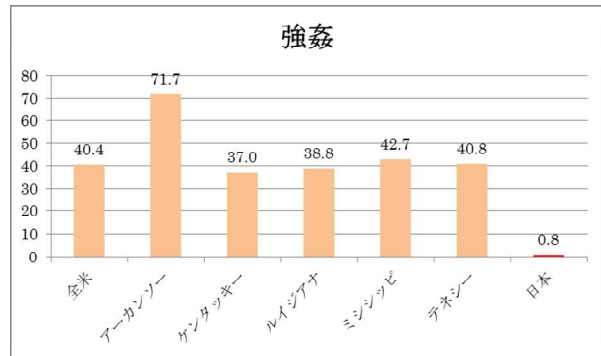
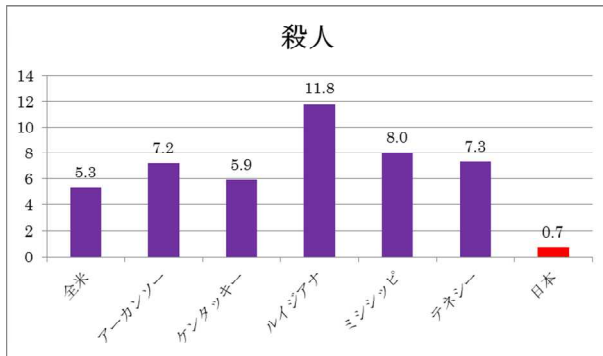
米連邦捜査局(FBI)によると、近年、米国内の治安は改善の兆しが見られ、2016年は、全米の犯罪発生率が微増したものの、10年前と比べてと殺人、強盗などの凶悪犯罪をはじめとする、各種犯罪発生件数は減少しています。しかし、各州の都市部では、銃器を用いた殺人や強盗などの凶悪犯罪に関する報道が後を絶たず、安全への配慮を要する地域も存在します。

また、イスラム過激思想に感化された者による銃乱射事件や爆弾テロ事件も、全米各地で散発しており、当館管轄内でも、2015年にテネシー州チャタヌーガ市で軍施設を襲撃するテロ事件が発生しました。

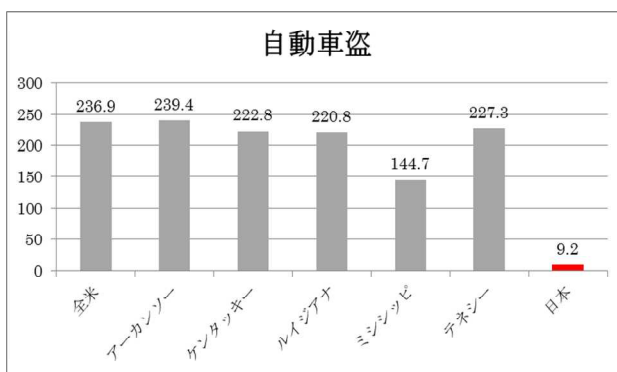
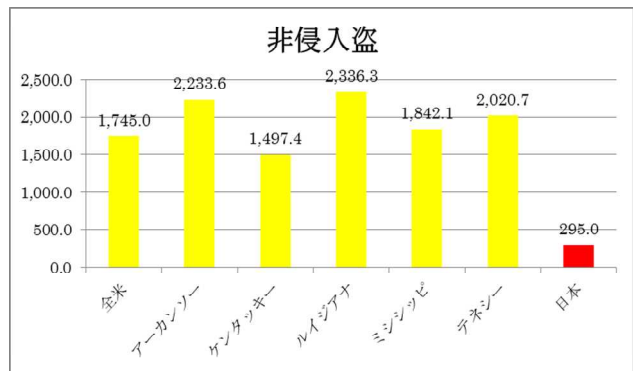
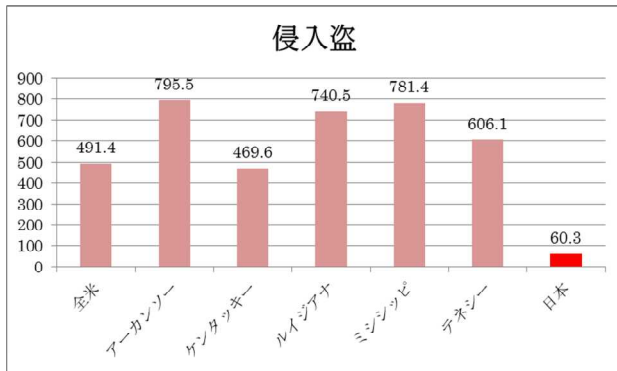
黒人問題に端を発する抗議行動や暴動等により、都市機能が麻痺するようなことも起きていますので、当地では、常日頃から治安情勢に関心をもって生活することが必要です。

2. 州別治安情勢

2016年の各州の主要犯罪発生率を比較しました。すべての罪種が日本の犯罪発生率を大きく上回っており、日本での生活以上に普段から犯罪の被害に遭わないよう心がける必要があります。



※数値は人口10万人当たりの犯罪発生率(FBI2016年分犯罪統計資料、警察庁2016年分犯罪統計資料より)



※数値は人口10万人当たりの犯罪発生率(FBI2016年分犯罪統計資料, 警察庁2016年分犯罪統計資料より)

3. 主要都市犯罪情勢

2016年分FBI犯罪統計から各州の主要都市を抜粋し、当館のホームページに掲載していますのでご参照下さい(http://www.nashville.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/chianjosei.html)

なお、掲載した都市以外の犯罪統計が必要な方は当館までお尋ねください。

II. 事件・事故に遭遇したら

十分に注意していても、不測の事件や事故に遭遇することも考えられます。

万一来に備え、次のことを覚えておきましょう。

1. 警察・消防・救急車はすべて「911」です。

緊急時には電話番号「911」を押し(公衆電話ではコイン不要)、オペレーターに緊急事態の場所と内容(警察・消防・病院搬送の別)を告げます。英語で説明できない時は「ジャパニーズ・プリーズ」と伝えれば、日本語通訳サービスを介しての通話が可能な郡市もあります。緊急時以外は、「911」ではなく、管轄警察署へ直接連絡しましょう。

2. 警察に呼び止められたら

①落ち着いて、警察官に協力する。

②武器などを所持していると誤解されないよう、常に自分の両手が警察官に見えるようにする。

③車中で止められた場合、両手をハンドルの上に置き、警察官の指示があるまで動かず車内に留まる。

3. 逮捕・連行されてしまったら

警察官はあなたが関与したと思われる事件に関する質問をする前に、あなたの権利(Miranda Rights)を告げます。あなたは、

①警察官の英語による説明がよく理解できない場合は、日本語の通訳を要請しましょう。

②調査のため所持品を没収された場合は、必ず控えを受け取りましょう。

③親類や弁護士への電話は一度だけ許されていますので利用しましょう。

4. 総領事館への通報

思わぬ事態に遭遇し、お困りの方は、総領事館の「領事班邦人援護担当」までご連絡ください。

夜間や週末・休日でも、緊急時のための電話システム(日本語オペレーターあり)も導入していますので24時間対応可能です。

お困りの際は、

在ナッシュビル総領事館

電話: 1-615-340-4300

Ⅲ. 安全対策

1. 安全に関する基本的な心構え

近年、米国の治安は良くなってきているとはいえ、凶悪事件の数は、日本より遙かに多いのが現状です。当然ですが日本の法律は通用しませんので、トラブルに備えて普段から米国内の制度や法律をできるだけ知り、万一の場合は、知人や弁護士に相談するなど冷静に行動しましょう。その上で次のことを心がけてください。

- (1) 自分と家族の安全は自分たち自身で守るとの心構えを持つ。
～最悪に備えて冷静に準備し行動する。
- (2) 住居の安全対策は生活の基盤となるため、ホテルや住居選びは安全性を優先する。
- (3) 行動の三原則
 - ① 目立たない
 - ② 行動をワンパターンにしない
 - ③ 用心を怠らない(「慣れ」からの「油断」は禁物！)
- (4) 現地社会に早く馴染むように努め、ご近所の方たちと情報を交換する。
- (5) 新聞、テレビ、インターネット等により、現在どのような犯罪が発生しているかを知り、必要な防犯対策を検討する。

2. 住居の安全対策

(1) 住居の選定には、地域の治安状況等を慎重に見極めることが必要です。

ア. 一般的に次のような場所や物件は避ける。

- ① 道路にゴミが散らかっており、壁などに落書きが多い場所
- ② スーパーマーケットや商店が鉄格子で頑丈に守られている所
- ③ 昼間なのに男たちが仕事をしないでたむろをしている所
- ④ 庭の手入れが悪い家が多い所
- ⑤ 表通りから見えない家や出入り口が樹木で覆われているなど、外部からの死角が多い家
- ⑥ 夜間、周辺の照明が充分でなく、周囲が暗い家

イ. ウェブサイトの掲示板を通じて住居契約を行う場合は、詐欺被害に遭わないよう、相手の人定事項などをよく確認する。

ウ. アパートの場合、家主との契約前に次のことを確認する。

- ① 他の入居者の状況
- ② ガードマンなどセキュリティの有無
- ③ 玄関・ガレージなどの出入規制要領
- ④ 玄関扉や通用扉の施錠設備
- ⑤ 過去の治安関連事件の有無
- ⑥ 物件取扱い不動産屋や家主の信頼性

エ. その他

- ① 集合住宅を選ぶ際は、2階以上に入居する(1階は侵入被害に遭う確率が高い)。
- ② 路上駐車を余儀なくされる所は避ける(車上狙い、自動車盗の被害に遭う確率が高くなる)。

- ③近隣にどのような人が居住しているかの把握に努める。州政府、郡市警察又はシェリフ事務所の中には、ウェブサイト上で性犯罪前科者の居住情報を公開しているものもあるので、これらを参考にする。

(2) 日常生活において

「銃の所持が許される社会」ということを理解して、日頃から注意・工夫をしておきましょう。

- ①在宅時も施錠をしておく。
- ②外出時や就寝時は戸締まりを確認する。
- ③家の鍵を植木鉢や玄関マットの下に置かない。
- ④出入口や窓は、可能な限り複数の錠や鎖などで強化する。
- ⑤住居への出入りやエレベーターに乗る前には、不審な人物がいないか確認する。
- ⑥不意に来客があった場合、ドアを開ける前に相手を確認する。
- ⑦屋外照明や防犯センサーなど、必要な防犯機器は費用を惜しまず設置する。
- ⑧多額の現金を家の中に置かない。
- ⑨電話のそばに緊急連絡先リストを準備しておく。
- ⑩長期間留守にする場合は、新聞や郵便物などが溜まらないよう、業者や郵便局に配達の一時停止を手続きするか、友人、隣人の協力を得るようにする。
- ⑪不在宅と悟られぬよう、夜間はタイマーにより家屋の照明を点灯させるなどの工夫をする。

3. 屋外(街頭)での安全対策

強盗や盗難事件の被害に遭わぬよう、次のことに注意しましょう。

(1) 貴重品の管理

- ①多額の現金、不要な貴重品は持ち歩かない。
- ②現金はできるだけ複数の財布やポケットに分散して持つ。
- ③人前でむやみに財布や現金を手にしなない。
- ④旅券を持っている場合は、体から離さず常に身につけるようにする。
- ⑤スリに遭わぬよう、ズボンの後ろポケットに財布を入れない。
- ⑥リュックサックなどは、背後から刃物で切られ中の物を盗まれることもあるので、特に人混みの中では、体の前に抱えるように持つ。

(2) 移動時

- ①危険と言われている地域や場所には、昼間であっても決して近づかぬようにする。
- ②深夜や早朝の一人歩きやジョギングは極力避ける。
- ③一人で暗い場所を通ることは絶対に避ける。
- ④街中では、不審な人物がいないか常に注意し、背後の気配にも心配りをする。
- ⑤親しげに声をかけてくる者への警戒を怠らない。
- ⑥スマホの画面やイヤホンでの音楽などに夢中になり、周囲への注意をおろそかにしない。
- ⑦強盗に襲われた時は身の安全を最優先にし、無理な抵抗をしない。武器を取り出そうとしていると犯人に誤解されるような行動は避け、現金の位置を示して犯人に取り出させる。

(3) レストラン・ホテル・空港など

- ①レストランや空港ロビー、ホテルのチェックインカウンターなどでは、短時間でも荷物を床や机、いすなどに置いたまま席を離れない。
- ②空港のバゲッジ・クレームでも手荷物に充分注意する。

- ③ホテルでは、貴重品はセーフティボックスに預ける。
- ④部屋のドアは、鍵を2重にかける。鍵が壊れている場合はフロントに連絡し、部屋を代えてもらう。

4. 自動車に関する安全対策

自動車を使用する際は、次のことに注意しましょう。

(1) 運転中

- ①危険な場所を通過する際は、ドアロックを確認し、窓を閉め、中寄りの車線を通行する。
- ②ヒッチハイクなどには絶対に応じない。
- ③車外からのひったくりや、信号待ちの間に強盗が車に乗り込まぬよう注意する。
- ④誰かにつけられていると感じたら、警察署や人通りの多い場所へ避難する。

(2) 駐車する際

- ①車の駐車は人気の無い場所を避ける。夜間は明るい場所に駐車する。
- ②車から離れる際は貴重品を携帯する。GPSナビやipodなどは、接続コードも一緒に外しておく。
- ③ガソリンスタンドでの給油など、たとえ短時間の駐停車であっても、車から離れる場合は必ずドアロックをする。
- ④周りに不審者がいないことを確認してから乗降する。
- ⑤走行中のエンスト等のトラブルを避けるため、車は常に点検する。燃料の補給を忘れずに行い、遠出する場合は、訪問先のガソリンスタンドの場所をあらかじめ確認しておく。

5. 交通事故の防止

米国では、飲酒運転と高速走行による死亡事故の発生率が高くなっていますので、交通事故に遭わなくて済むよう交通ルールを守りましょう。

- ①速度の出しすぎに気をつけましょう。
車を飛ばしても目的地に到着する時間はほとんど変わりません。心にゆとりを持ちましょう。
- ②シートベルトを着用してください。
シートベルトは命を守るものです。子どもには各州の法令で定められた方法でチャイルドシートやジュニアシートを使用してください。
- ③飲酒運転は絶対にしないでください。
飲酒運転で検挙されれば警察に逮捕・勾留されます。その後、免許停止や車両登録の禁止などの処分を受けたうえ、裁判を経て罰金等の刑罰を科せられます。人身事故を起こした場合はさらに重い判決が言い渡されます。
- ④運転中の携帯電話やテキスト送信は危険なのでやめましょう。

6. 交通事故に遭ってしまったとき

(1) 交通事故時の措置

まずは「落ち着く」ことです。そのうえで次の措置をとりましょう。

- ①けが人の有無、自分のけがの有無を確認する。
- ②車両の移動が可能か判断する。
- ③「911」に電話する。
- ④相手の情報をメモする。

- ・ 氏名, 住所, 連絡先, 運転免許証番号
- ・ 保険会社名, 保険証番号
- ・ 車両ナンバー, 車種, 車の色

- ⑤目撃者がいれば, その人の氏名, 連絡先などをメモする。
- ⑥カメラがあれば, 事故現場, 双方の車両の損傷状態等を撮影しておく。
- ⑦立会警察官から「事故証明証」をもらう。
- ⑧立会警察官の所属, 氏名, 連絡先の情報をメモする。
- ⑨自分が契約している自動車保険会社に連絡する。

(2) 事故に備えて

万に備えて, 日頃から車内に次のものを用意しておきましょう。

- ①緊急連絡先一覧
- ②車両登録証(Registration Card)
- ③自動車保険の証書
- ④筆記用具, 発煙筒, 非常停止板, 懐中電灯, バッテリーのジャンプケーブル, 牽引ロープなど

7. 冬季の運転

- ①路面凍結時は, 急ハンドル, 急ブレーキ, 急発進など, 「急」の付く運転はしない。
- ②道路にしみこんだ水の凍結が原因で道路がひび割れし, 大きな穴が空くことが多いので, 路面の状態をよく見て運転する。
- ③厳寒時に車が故障し動けなくなると, 凍死など生命に危険が及ぶおそれがあるため, 携帯電話の車載充電器を携行するとともに, 防寒着や毛布などを積んでおく。
- ④車の燃料は常に半分以上入れておき, バッテリー上がりに備え, ブースターケーブルを積載しておく。

8. 最近増えている犯罪への対策

(1) ID盗

最近, クレジットカードやデビットカードの個人情報さまざまな手口で盗まれ悪用されるID盗被害が増加しています。情報漏洩を防ぐ対策を講じましょう。

- ①暗証番号は誕生日や電話番号など容易に推測できるものは使わない。
- ②電話やインターネットで個人情報を聞かれた場合, 安全性に確証が持てない限り絶対に教えない。
- ③レシート, 銀行口座明細, カード明細書などの個人情報が含まれた書類は細かく破るか, シュレッダーにかける。
- ④クレジットカード等が不正に利用されていないかこまめにチェックする。
- ⑤ソーシャル・セキュリティ・カードは持ち歩かない。
- ⑥パソコンにはウイルス対策ソフトを導入し, 常に最新の状態に保つ。
- ⑦インターネットを利用する際は, ファイヤーウォールを有効にし, 不正侵入されないようにする。
- ⑧心当たりのないメールに書かれたリンク先を開いたり, 添付されたファイルを開いたり, プログラムをダウンロードしたりしない。
- ⑨パソコンを廃棄する際は, ハードディスク内の個人情報を完全に消去する。

(2) 振り込め詐欺

米国歳入庁 (IRS: The Internal Revenue Service) を語った電話やメールによる詐欺事件が各地で発生しています。社会保障番号や銀行口座番号、クレジットカード番号などを聞き出したり、架空の税金滞納や罰金などをデビットカードや銀行送金で振り込ませて金をだまし取ったりします。相手の態度や言葉に慌てることなく冷静に対応し、だまされないようにしてください。

9. 略取誘拐対策

未成年者の誘拐事件などが発生していますので、次のことを心がけて被害に遭わぬようご注意ください。

- ① 子どもを屋外で遊ばせる時や通学の際は、子どもだけにしない(子供を一人で外出させない)。
- ② 子供には、他人から声を掛けられてもついて行かないよう教育する。
- ③ 自宅や勤務先などで、通常とは異なる行動をとる人物や見かけない車両に気づいた場合は、犯行前の下調べの可能性があるため、不審情報として警察に通報する。
- ④ 尾行されたり、見張られていると感じるときは、スーパー、ガソリンスタンド、ファストフード店など、人が多い場所に一時的に立ち寄り、躊躇せず警察に通報する。

10. 法規・生活習慣の違いによるトラブル等

米国の習慣や文化、法律を知らないがために思いがけずトラブルになるケースがあります。日本人の感覚では些細なことでも、米国では犯罪行為と見なされて裁判沙汰になり、重い処罰を受けたりすることがありますので、日米間の法規や習慣の違いを知っておく必要があります。

(1) 飲酒・喫煙

米国では21歳になるまで飲酒は禁止されています。また、一部の地区を除き、公共の場(屋外を含む)における飲酒が禁止されています。また、空港やレストランなど公共の建物内での喫煙が禁止されていますので注意しましょう。

(2) 家庭内暴力

家庭内暴力(家庭における配偶者や子どもへの暴力)に対しては、日本とは比較にならないほど当局は厳しい対応をします。家庭内暴力事案を知った者は、警察に通報を義務づけられており、通報で駆けつけた警察官は、例え夫婦や親子のケンカでも、当事者双方の意思に関係なく、当事者の一方を逮捕・勾留するケースが多くあります。不用意に隣人に聞こえるような大声を上げたり、騒いだりすると思わぬ結果を招きかねないので注意しましょう。

(3) 親と子の関係

① 入浴

米国では入浴はプライバシーが強く保たれるべき行為であり、例え親子でも一緒に入浴することは非常識な行為と見られ、時には子どもに対する性的虐待と見なされる場合もありますので慎みましょう。

② 子どもだけの留守番など

子どもだけで留守番させたり、駐車車両に残すことは、児童虐待と見なされ、逮捕されるケースが多くありますので注意しましょう。対象となる子どもの年齢については、市や郡により異なりますが、年齢別のガイドラインが設けられており、概ね18歳未満の子どもが対象となります。

なお、子どもを一人で留守番させることができる目安は、どのような事態が発生しても子どもが自身の判断で身を守る、保護を求める等適切な行動を取ることができることです。911番への通報や警察官、その他の人に対して英語での対応ができることは最低条件を心得てください。

③しつけと児童虐待

子どもへの体罰について米国内でも多様な見方がありますが、子どもの体に痕跡が残る、親が感情をコントロールできない、子どもの年齢不相応の体罰などは児童虐待と見なされ、親は逮捕されます。子どもも隔離保護され、家族から引き離されることもあります。公衆の面前で子どもに対して大きな声を出すなど、過度と捉えられるような叱り方をしないよう注意しましょう。

④親権の問題

子どものいる家庭において、DV被害から身を守るため、あるいは結婚生活が破綻したため、子どもを連れて日本に帰ろうと思う方もいるかもしれませんが、米国では、他の親権者の同意なく子どもを国外へ連れ出せば、実子誘拐罪に問われ、米国に再入国した際に犯罪者として身柄を拘束される場合があります、実際に逮捕される事案も発生していますので、十分ご注意ください。子どもを連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず弁護士等に相談して下さい。

IV. 緊急事態に備えて

米国において緊急事態として予想されるものは、テロ、ハリケーン、トルネード(竜巻)、集中豪雨に伴う洪水、豪雪などがありますが、これらに対する皆さんの安全対策は万全でしょうか。身近な犯罪への安全対策を講じていても、自然災害への対応は十分でないこともあります。自然災害がいつ、どこで発生するか予測することは困難ですので、非常食の備蓄や避難場所の確保など、平素からその対応策を考えておく必要があります。

実際、2016年8月、ルイジアナ州バトンルーージュ市近郊一帯が洪水被害に遭い、2万人以上が救助され、住民8,000人超が長期間にわたり避難生活を強いられました。また、当館管轄内でも例年トルネードが発生しており、2017年2月初旬には、ルイジアナ州で大雨や雹を伴う竜巻が発生し、約40名が負傷し、多数の建物が倒壊しました。

1. 在留届の提出

(1) 在留届とは

海外に3か月以上滞在される方は、滞在先を管轄する在外公館（大使館・総領事館）に在留届を提出することが旅券法により義務づけられています。当館管轄区域にお住いで、未だに在留届を提出されていない方は、提出していただくようお願いします。

(2) 在留届のメリット

在留届が提出されていれば、大規模事前災害等の緊急事態が発生した際、在外公館が在留届の内容をもとに皆さまに連絡を行い、各種情報の提供や皆さまの安否確認を行うことができます。逆に、在留届の提出の無い方については、当館で所在を把握できないため、当館からの連絡や情報提供が困難になります。

(3) Eメール配信サービス

在留届提出の際、メールアドレスを当館にお届けいただくと、当館より当地で生活するうえで有益と思われる安全情報や、領事関連情報、広報文化行事関連情報、経済情報等の各種情報を掲載したEメールを配信いたします（不定期配信。詳しくは当館ホームページをご覧ください）。

http://www.nashville.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/email_haishin.html

(4) 帰国・変更

すでに当館に在留届を提出されている方で、住所、電話番号、メールアドレス等の記載事項に変更がある場合は、変更届の提出をお願いします。また、帰国などで当地から転出する場合は、必ず帰国届の提出をお願いしております。なお、米国内の引越しであっても、在外公館の管轄地が変わる場合は、転入先の公館への在留届の提出が必要となりますので、元公館への転出届の提出もお願いします。

※平成26年4月1日より、以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱う場合もありますのでご了承下さい。

- 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過しても何のご連絡もいただかず、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない方
- 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間にわたり当館より連絡がつかない方

(5) 提出方法

在留届及び帰国・変更届の要旨に記入のうえ、当館領事窓口へ提出していただくか、または郵送、FAXで当館宛へ送付して提出することも可能です。用紙は当館領事窓口へ備え付けてあります。遠方の方はご連絡いただければ郵送いたしますし、領事出張サービスを利用して提出することも可能です。また、当館ホームページからも用紙をダウンロードすることが可能です。

その他、外務省の「在留届電子届出システム(ORRnet)」を利用し、インターネットを通じて提出することも可能です(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)。詳しくは当館ホームページをご覧ください。

2. 緊急事態に備えた平素の準備

- (1) 家庭や職場などで、自然災害等の緊急事態が発生した場合の集合場所をあらかじめ決めておく。一つは家のすぐ近く。もう一つは近所の建物、例えば図書館やコミュニティセンター、教会など。
- (2) 自宅周辺の病院、警察署、総領事館の所在地および連絡先をあらかじめ確認し、リストを作成しておく。
- (3) 緊急事態が発生し、家族が離散してしまった時のために、家族のメンバーが伝言電話を頼める州外の友人または親類を決めておく。なお、市内回線が繋がらない場合でも、遠距離電話は繋がる場合もある。
- (4) 家庭や職場などで、テロや自然災害等の緊急事態を想定した避難訓練を実施する。
- (5) 災害時に必要な物品の準備しておく(別添「**チェックリスト**」参照)。

3. 緊急事態発生時の措置

- (1) 避難の指示が出された場合は、ただちに指示に従う。
- (2) 沈着冷静な行動を心がける。根拠のないデマや誤報、うわさに惑わされない。
- (3) 群集心理に影響されない。
- (4) 身体の安全を最優先にして行動する。
- (5) 単独行動は避け、家族、知人や友人とともに行動する。
- (6) 暴動等が発生している場合、絶対に暴徒に近づかない。
- (7) 避難場所に到着したら、その旨を日本及び米国の親族や知人に連絡する。
- (8) テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集に努める。
- (9) 自分や家族、または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ、または及ぶおそれがあるときは、居住地域の関係当局に通報し、またその状況を総領事館にも連絡する。

4. テロ対策

米務省は、米国民および米国権益を対象としたテロ攻撃や反米暴力活動の脅威は依然として存在するとして警告をしています。2017年にはニューヨークで、イスラム過激思想に感化された人物による車両による死傷事件のほか、テロを目的として爆弾が爆発する事件が発生しています。

また、イスラム過激組織ISILが日本人を標的にすると表明しており、在留邦人や日系企業等が直接テロの標的となる可能性も否定できません。テロ事件を予測することは困難ですが、次のような方法で安全確保に十分注意を払いましょう。

- (1) 外務省「海外安全ホームページ」や当館からのお知らせ、当地テレビ、ラジオ、新聞、政府機関、警察・治安当局等からの最新情報の入手に努める。
- (2) テロから身を守るために、

- ① 空港や人が多く集まる場所は、しばしばテロリストの襲撃のターゲットとなっていることを念頭に置き、空港、駅、軍・警察関係施設、公共交通機関、観光施設、デパートや市場、スタジアムなどを訪れる際には、周囲の状況に十分注意を払い、不審な人物や状況を察知したら、速やかにその場を離れる。
- ② 爆風によりガラスが飛散することにより被害を受けることがあるので、ガラスを多く使用したビルの下などは、なるべく通行しないようにする。
- (3) 会社や事務所に爆弾や危険物が設置されても早く発見できるように、次のような工夫をしましょう。
 - ① 来訪者の手荷物検査、身元確認を必ず行う。その際、金属探知機を活用する。
 - ② 社内外の死角をなくし、整理整頓することで爆弾の早期発見を心がける。
 - ③ 監視が行き届かない場所は見回りをする。
 - ④ 社員全員が不審物(放置荷物、手紙、小包等)に対して普段から注意する。
- (4) 小包や手紙は受け取る際に、爆発物や生物・化学物質が梱包されていないか気をつけましょう。不審物の疑いがある時は、発送人に問い合わせるなどしましょう。また、不審物と判断されたらすぐに避難し、警察に通報しましょう。
- (5) 不審な小包・手紙が届いたら、
 - ① 不審な小包・手紙は、振ったり投げたりせず、慎重に取り扱う。
 - ② 不用意に開封したり、中のおいを嗅いだりしない。
 - ③ すぐに人の出入りのない場所に保管し、警察に通報する。

【参考】 不審な小包・手紙の特徴点

表示に注意！

- ・ 普段予想しない、馴染みのないところから送付されている。
- ・ 郵便局の消印の郡市・州と差出人の住所が合致しない。
- ・ 差出人の住所がない。または確認できない。
- ・ 宛先が手書きである。
- ・ 宛先のつづりが間違っている。
- ・ 宛先が誰に宛てたものか分からない。
- ・ すでに職場を去り、相当の期間が経過している人物に宛てられており不自然。
- ・ “Personal” や “Confidential”, “Do NOT X-ray” 等の記載表示がある。
- ・ 包みに脅迫・威嚇文言の記載がある。

形状に注意！

- ・ 包みからワイヤーやアルミホイルがはみ出していたり、異臭や付着物がある。
- ・ 包みの重量に違和感がある、重さに偏りがある、形状が奇妙である。
- ・ 必要以上に切手が貼られている、ひも・テープで過度に梱包されている。
- ・ コチコチという時計音など機械の作動音が聞こえる。



(6) 爆破予告(脅迫)電話への対応

爆破予告などの脅迫電話には、単なる嫌がらせ、真の脅迫・予告など、様々な動機のものがありますが、いずれにしても一応の信ぴょう性があるものとして対応しましょう。電話に録音機を設置し、通話内容を正確に把握できるよう対策を講じておきましょう。

爆破予告電話を受けた場合は、通話を中断させずに引き伸ばし、爆発物等が仕掛けられた場所

や爆破時刻等，できる限りの情報を入手しましょう。また，犯人との会話の詳細を記録し，警備責任者や警察に遅滞なく連絡するようにしましょう。

(7) 万一，テロが発生した場合

爆発物の取り扱いを誤ると，生命にかかわる重大な結果を招くことになります。警備責任者や警察の指示に従い，速やかに避難しましょう。

- ① 普段，事務所に無い物があれば，物品に触ることなく，速やかに容疑物件から遠ざかり，警察等に通報する。
- ② 避難経路確保のため，ドアや窓は開けたままにして逃げる。私物を残してしまった場合でも，危険なので取りに戻らない。
- ③ 身近で爆発事件が発生した場合，すぐその場に伏せる。また，第一の爆発をおとりにして人が集まったところで第二の爆発を発生させる手口があるので，爆発現場には絶対に近づかずに遠ざかる。

5. オンライン安否照会システム

(1) オンライン安否照会システムとは

「オンライン安否照会システム」とは，海外で大規模な災害・事件が発生して邦人が多数巻き込まれる可能性がある場合に，外務省の海外安全ホームページ上で，本邦及び海外の照会者が安否照会を依頼することができるシステムです。照会者は，受付の際に与えられる受付番号とパスワードにより，その後いつでも，外務省や在外公館が実施する安否確認の結果や情報の更新を同ホームページ上で確認することができます。

(2) オンライン安否照会システムの利用方法

本システムは，大規模な緊急事態が発生した際にのみ，外務省の海外安全ホームページ上に立ち上げられ，利用が可能となります。平時はホームページ上に利用案内のみが掲載されています。災害・事故が比較的小規模な場合は，これまで同様，安否照会は海外邦人安全課（誘拐・テロの場合は邦人テロ対策室）で受け付けます。なお，本システムは，災害・事件の発生から1か月を経過した時期を目処に閉鎖することになります。引き続き安否の確認が必要な場合は，外務省海外邦人安全課等が直接の窓口となります。

原則として，安否照会の対象は日本人です。また，混乱を避けるため，照会者は被照会者の二親等以内の親族に限定させていただきます。なお，利用料金は無料です。詳しい利用方法は外務省海外安全ホームページをご覧ください。

「海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」

6. たびレジ

(1) 「たびレジ」とは

たびレジは，3ヶ月未満の期間で海外旅行や海外出張される方が，旅行日程・滞在先・連絡先などを登録することで，滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール，また，いざという時の緊急連絡などを受け取ることができるシステムです。情報を受け取るメールの宛先として，ご自身のアドレス以外にご家族や職場のアドレスも登録できます。

(2) 「たびレジ」の登録方法

外務省のホームページから簡単に登録することができます。

日本から海外へ出かける方だけでなく、在留邦人の方も、当館管轄区域外へ短期の旅行や出張をされる際には、ぜひ登録してください。

詳しくはホームページをご覧ください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

7. 緊急連絡先

○ 在ナッシュビル総領事館

住所) 1801 West End Avenue, Suite 900, Nashville TN 37203 USA

電話) 1-615-340-4300(代表) ※夜間等も緊急電話にて受付対応

H P) http://www.nashville.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 警察・救急・消防

911

8. その他参考

○ 緊急事態

国土安全保障省 : <http://www.ready.gov/>

連邦緊急事態管理庁(FEMA) : <http://www.fema.gov/>

アーカンソー州緊急事態省(ADEM) : <http://www.adem.arkansas.gov/AEM/index.php>

ケンタッキー州緊急事態省 (KYEM) : <http://kyem.ky.gov/Pages/default.aspx>

ルイジアナ州緊急事態省(GOHSEP) : <http://gohsep.la.gov/>

ミシシッピ州緊急事態省(MEMA) : <http://www.msema.org/>

テネシー州緊急事態省(TEMA) : <http://www.tnema.org/>

○ 外務省

海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

チェックリスト(緊急事態に備えて)

1. 旅券

- 有効期間が6か月以上残っているか
- 最終ページの「所持人記載欄」は記入しているか
- 血液型を記入しているか
- 旅券の他に写真付IDを所持しているか

2. 現金等

- 現金
- 貴金属
- 貯金通帳, 有価証券
- クレジットカード
- 車両は整備されているか(特にバッテリー)
- 車両のガソリンは3分の2以上あるか
- 車内に, 懐中電灯, 地図等は備えられているか

3. 携行品

- 衣類・着替え(長袖, 長ズボン, 吸湿性・耐暑性・耐寒性に優れたもの)
- 履き物(靴底が厚く頑丈なもの)
- 洗面用具(タオル, 歯磨きセット, 石けん等)
- ラジオ, 携帯電話, 充電器, 電池(多数)
- ライター, マッチ, ろうそく, 固形燃料
- ナイフ, 缶切り, 栓抜き, 簡易軽量食器, 割りばし
- 毛布, 寝袋, 雨具・傘

4. 非常用食料

- 保存食(米, 調味料, 缶詰類, インスタント食品, 糖類, 粉ミルクなど)
- ミネラルウォーター(目安:1人1日当たり1ガロン)
- 家族全員で1週間分が確保されているか

5. 医薬品

- 家庭用常備薬・常用薬, 外傷薬, 消毒薬, 包帯・バンドエード, 三角巾など